

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

令和 2 年 6 月 2 6 日

○出席委員

委員長	浜口一利	副委員長	中世古泉
委員	南川則之	委員	濱口正久
委員	瀬崎伸一	委員	片岡直博
委員	奥村敦	委員	河村孝
委員	山本哲也	委員	戸上健
委員	坂倉広子	委員	坂倉紀男
委員	世古安秀		
議長	木下順一		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

歳入

- ・立花副市長 ・小竹教育長 ・世古会計管理者
- ・濱口企画財政課長、高浪副参事、横田補佐、中村係長
- ・中井健康福祉課長、岡本副参事、吉川副参事
- ・東川観光課長
- ・山本教委総務課長、岩本学校教育課長
- ・世古定期船課長

歳出

- ・立花副市長 ・小竹教育長
- ・濱口企画財政課長、高浪副参事
- ・中井健康福祉課長、岡本副参事、吉川副参事、斎藤補佐、北村補佐、中村係長、東川補佐
- ・東川観光課長、小島補佐、村田係長
- ・山本教委総務課長、岩本学校教育課長
- ・世古定期船課長、野呂補佐

○職務のために出席した事務局職員

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午前10時28分 開会)

○浜口一利委員長 皆さん、改めておはようございます。

ただいまから、予算決算常任委員会を再開いたします。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第15号、令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号）、議案第16号、令和2年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）の2件であります。

審査に入る前に、いつも言っている注意事項については、今回は省略させていただきます。

それでは、早速ではございますが、議事に入ります。

議案第15号、令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号）について、補正予算の概要と歳入について、執行部の説明を求めます。

副市長。

○立花副市長 おはようございます。副市長の立花でございます。よろしくお願いいたします。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして、私から補正予算の概要についてご説明申し上げます。

まず、本委員会に提出をさせていただきました全課分を取りまとめた鳥羽市予算決算常任委員会資料、こういうのでございますけれども、ご覧いただきますようお願いいたします。

今回の補正予算は、国の第2次補正予算が成立することなどを受けて、本市の新型コロナウイルス感染症に対してさらなる取組をまとめたものでございます。補正予算の主なポイントは、市長の提案説明にもありましたが、命と経済の両立を目指しているところでございます。

資料2ページ目の命を支える部分では、市内事業所の協力の下、感染予防対策を実施したり、相談体制の強化やひとり親世帯への特別給付金など、市民や観光客などの命を守る取組を進めてまいります。また、経済を支える部分では、これから始まる国や県の観光誘致促進事業に先駆け、または連動することで、市内経済の回復を目指していきます。本市でも、これまで感染症拡大予防や経済対策など各事業に取り組んでまいりましたが、今回の取組でさらなる相乗効果が期待できるのではないかと考えております。

資料3ページ目では、市全体の感染予防体制の促進と効果的な観光誘客などに関する取組を市内外に広報し、安全・安心とばをを目指すことで、今後の市民生活や観光客などの安全・安心につなげていきたいと考えております。

各事業の詳細な内容については、各所管課長から説明がありますが、限られた予算の中で実施時期を見極めつつ、スピード感を持って予算編成をいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

それでは、補正予算案に戻りまして、概要を説明させていただきます。

議案第15号、令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ7,060万円を追加し、補正後の総額を145億5,550万円とするものです。

歳入予算につきましては、国庫支出金は3,509万2,000円、県支出金は20万3,000円、繰入金は3,530万5,000円をそれぞれ増額して計上しております。

歳出予算につきましては、民生費は2,232万9,000円、衛生費は2,873万1,000円、観光商工費は1,820万6,000円、教育費は120万円、諸支出金は13万4,000円をそれぞれ増額して計上

しております。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

議案第16号、令和2年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ13万4,000円を追加し、補正後の総額を6億453万4,000円とするものです。

詳細につきましては、各所管課長から説明させていただきますので、ご審査賜りますようお願いいたします。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 企画財政課、濱口です。よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算（第6号）の歳入につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。目2民生費国庫補助金では、節1社会福祉費補助金、説明欄1で新型コロナウイルス感染症により、生活困窮者における自立相談支援を強化するため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用しまして、相談支援環境を整備する費用として330万8,000円の4分の3、248万1,000円と説明欄2の児童虐待DV対策等総合支援事業費補助金を活用し、虐待防止等の相談を強化するため、オンライン会議による関係機関との連絡調整を図るための備品購入費用として9万円の2分の1、4万5,000円を合わせました252万6,000円を増額するものでございます。

次に、節2児童福祉費補助金では、説明欄2、母子家庭等対策総合支援事業費補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯に対する臨時特別給付金を支給する費用として1,872万8,000円の10分の10の同額を増額するものでございます。

次に、目5観光商工費国庫補助金、節1観光費補助金、説明欄4では、三重県民を対象とする誘客促進と市内観光施設を拠点とする周遊促進を図るため、地方創生臨時交付金を活用した経済支援策を実施するための費用として1,383万8,000円を増額するものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金では、説明欄3、学習支援ボランティア事業費補助金を活用し、子供の生活学習支援事業における児童及び講師用マスクや消毒液等を購入するための費用として20万3,000円の10分の10の同額を増額するものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金では、一般財源の財源調整として財政調整基金繰入金3,093万7,000円を増額するものでございます。

また、目5観光振興基金繰入金、節1観光振興基金繰入金では、観光振興事業を進めるための財源として観光振興基金から繰入金436万8,000円を増額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、歳入についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点確認します。

補正第5号でもお聞きしたんですけれども、財調から支出するのと観光振興基金から支出する額

3,500万円ぐらい、全体の半分をこの基金から予算化します。国の第2次の臨時交付金の上限額というのは、鳥羽市分はこれもう決まりました。5号の審査のときにはまだ決まっていなかったもので、課長も詳しい答弁はできなかったと思うんですけども、その財調から支出した第1次の実施計画、そして第2次の実施計画、それらに対する国からの臨時交付金が下りた場合、財調にもう一遍戻すという構えでなさっておりますでしょうか。その点、いかがでしょうか。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 第5号のときの答弁もさせていただきましたが、それと同様に考えておりまして、財源更正等も含めて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員、先ほどの委員長報告でも報告したような答弁と同じなんですけれども、続けてどうぞ。

○戸上 健委員 ということは、今回も財調から3,000万円出しています。それを国のほうが第2次の実施計画を認めれば、そして臨時交付金が来ればもう一遍財調に戻すんだというのを基本的なスタンスというふうに理解していいんでしょうか。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 そのように考えております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ということは、いろんな財政出動、一般質問でも同僚議員がただしましたけれども、取りあえずそれは財調から出して、それから国からの臨時交付金が来ればもう一遍財調に戻すということで、基金からの実質的な投入をしないというのが基本的な、トータルで最後のつじつま合わせのことを言うておるんですけども、そういうスタンスだということよろしいですね。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 結果的にはそういう流れになる可能性もありますが、できるだけ財調のほうに埋め合わせをしていきたいというふうに考えております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 了解です。

○浜口一利委員長 前回でも同じような答弁だったんで、それでお願いしたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

それでは、ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

3款民生費と4款衛生費、6款観光商工費について、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 健康福祉課長、中井です。よろしくお願ひします。

事業の説明の前に、私のほうから今回の補正の健康福祉課所管分について、少しだけお話をさせていただきたいと思ひます。

健康福祉課の補正上程額は、今回の命と経済を支える補正事業総額7,060万円のうち、命を支える事業の大部分5,106万円を占めております。個々の事業につきましては、後ほど順に説明をいたしますが、予算の多寡はあるものの、本市を元気にしたいという思ひで、国の国庫補助金等を活用し、本市の現状と今後を見据えて上程をさせていただきました。どうかご理解のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、説明に入ります。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 健康福祉課、子育て支援担当の岡本です。よろしくお願ひします。

補正予算書は8ページから9ページ、予算説明資料は4ページの最上段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄8の虐待等防止ネットワーク事業で9万円を計上しております。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が懸念される中、今後もしも外出自粛要請等が発動される可能性があることを踏まえまして、そのような状況で虐待等のケースが発生した場合などの備えとして、迅速かつ適切な対応、協議をする関係機関とのオンライン会議に必要なタブレット等を購入する費用を計上させていただきました。

以上です。

○浜口一利委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 引き続き、1目社会福祉総務費、事業区分9、生活困窮者自立支援事業でございます。補正額は330万8,000円を計上しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、生活困窮者に向けた自立相談支援機関の体制強化として、相談支援員の増員及び非対面相談方式等の相談支援環境を整備していくための経費を補正するものでございます。

内訳としましては、本市の自立相談支援機関、暮らしの相談支援センターとばの運営は鳥羽市社会福祉協議会に委託しておりまして、その支援センターの職員体制の強化と相談時における環境整備のために委託料を増額いたします。国の緊急事態宣言も解除され、都道府県をまたぐ移動も全面的に解禁されましたが、いまだ特效薬やワクチンの製造もままならぬまま、第2波、第3波の懸念も払拭できてはおりません。国の2次補正の補助金を活用し、この現状に加えまして、今後にも備えるものとして上程をさせていただきました。

以上です。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 続きまして、予算書同ページ、予算説明資料も同ページの3段目となります。

3款民生費、2項児童福祉費、目4母子福祉費、説明欄1の母子福祉事業で20万3,000円を計上しております。現在、ひとり親家庭を対象といたしました子供の生活学習支援事業YELLを実施しております。

新型コロナウイルス感染症の予防対策といたしまして、ボランティアの講師の方々、また子供たちが使用できるマスクのほか、会場で使用する消毒液などの消耗品に加えまして、非接触型体温計の購入費用を計上しております。

続きまして、予算書の同ページになります。予算説明資料も最下段となります。

3款民生費、2項児童福祉費、目4母子福祉費、説明欄3のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、子育てに対する負担の増加、また収入の減少となっておりますひとり親世帯に対する支援といたしまして給付金を支給する事業で、全体事業といたしまして1,872万8,000円を計上しております。

それでは、事前に提出させていただいております資料、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業、健康福祉課1をお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、1の目的でございます。先ほども少し触れさせていただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたひとり親世帯を支援するために、臨時特別給付金を支給するものとしております。

次に、本事業の給付の対象となる方ですけれども、給付には2の基本給付と3の追加給付というものがございます。

まず、2の基本給付では三つの要件がございまして、一つ目は令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方、二つ目は公的年金、例えば遺族年金等を受給していきまして、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が例えば全額停止されている方、三つ目は、例えば今まで収入が多くて児童扶養手当を受給していない方が、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方というふうになっております。

基本給付におきまして、給付額というのが1世帯当たり5万円で、監護等児童が2人以上ある場合の第2子以降につきましては、それぞれ3万円を加算する額となっております。

次に、3の追加給付では、二つの要件がございまして。一つ目は、先ほどの基本給付と同じく、令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方、二つ目が、公的年金を受給していきまして、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方。その二つの要件のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変して収入が大きく減少していると申出があった方に対しまして5万円を支給するものとなっております。

次、ごめんなさい、4の給付額等でございます。給付対象世帯数や第2子以降対象人数を見込んでございまして、2ページの最上段にあります5の事業費の全体事業費といたしまして1,872万8,000円としております。内訳といたしましては、給付額1,756万円と時間外勤務手当及び電算委託料等の事務費の116万8,000円を含んでおります。

6の財源でございますけれども、本事業の財源といたしましては、全額国庫負担となっております。

最後になりますけれども、7、給付金の支給手続等でございます。黒丸1、児童扶養手当受給者に係る基本給付金につきましては、申請手続は不要となります。本年8月末までに提示、今、児童扶養手当の振込をさせていただいている口座にお振込みをさせていただく予定をしております。

そのほか、1-1から3までいろいろ四つのパターンがございまして。これにつきましては申請手続が必要となります。そのため、給付のほうは9月以降の支給となる予定でございます。ただ、事業の趣旨から、可能な

限り速やかに実施する必要がありますので、スムーズな給付が可能となるよう周知、勸奨の徹底に心がけていきたいと思っております。

以上、民生費の説明とさせていただきます。

○浜口一利委員長 吉川副参事。

○吉川副参事 健康福祉課、地域医療担当副参事、吉川です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、衛生費について説明をさせていただきます。

補正予算書は同ページ、補正予算の概要につきましては、5ページの1段目をご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、説明欄1、保健事業でございます。感染症の予防対策を実施している事業所に対しまして、ステッカーなどによる感染予防の啓発、広報活動を行うとともに応援金を交付する事業で、全体事業費として2,873万1,000円を計上するものです。

それでは、事前に提出させていただきました資料、健康福祉課2、感染予防対策応援事業をご覧ください。

まず、1、目的でございます。先ほどの説明と重なりますが、市民や観光客の方に新型コロナウイルス感染症に対する不安解消を目的に、感染症の予防対策を実施している事業所に対しまして、市で作成するステッカーや感染予防ガイドラインの配付による感染予防の啓発、広報活動を行うとともに応援金を交付するものです。

次に、本事業における対象事業者ですが、市内の全ての事業者及び事業所及び企業となります。また、事業者数ですが、参考数値としまして、平成28年の経済センサスでは1,265件でした。

続きまして、3の感染予防対策応援金の交付額ですが、基本となる額は1万円としまして、事業所の規模などによりさらに加算される仕組みでございます。加算1のところでは、全事業所が対象で、従業員数に応じて加算されます。

次に、加算2のところでは、多くの方が利用し、滞在時間も長い宿泊施設を対象に、収容人数により加算されるものと、大型集客施設を対象に年間の集客人数が10万人以上の施設に対し加算します。

表に右側に少し小さい文字ですが、例を記載しております。例1をご覧くださいますと、宿泊施設で従業員56人、収容人数が70人の場合の金額ですが、基本額1万円に加算1のところでは、②2万円に該当し、加算2のところでは、④1万円に該当します。交付額の合計としましては4万円となる計算でございます。

続きまして、4の対象経費をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の予防対策に要する費用としております。例えば消毒液の設置、事業所の定期的な消毒作業、従業員のマスクやフェイスシールドの着用、仕切りなどが対象となり、これらの対策を複数講じていただきたいと考えております。

次に、5の申請方法ですが、感染症の予防対策を施していることを証明する写真を申請書に添えて提出いただけます。原則郵送での申請とし、申請書類は健康福祉課、農水商工課、観光課、あと各連絡所などの窓口に設置する予定で、市ホームページからのダウンロードも可能です。また、鳥羽商工会議所、鳥羽市観光協会にもご協力いただき、会員である事業所には7月中旬には申請書やガイドラインなどを送付する予定です。

申請期間につきましては、7月1日から11月30日までとし、様々な感染対策をしっかりと行っていただくことで、第2波、第3波、あるいはインフルエンザ等の感染症の対策にも備えていただきたいと考えております。

なお、この応援金の交付につきましては、1事業所につき1回限りとさせていただきます。

最後に、6の予算額でございます。一番下段に記載がございます合計金額2,873万1,000円のうち、応援金としましては2,775万円、その他事務経費としまして、合わせて98万1,000円となります。

以上、衛生費の説明とさせていただきます。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 観光課長、東川です。どうぞよろしくお願いをいたします。

予算書は10ページ、11ページ、それから補正予算の概要のほうは5ページの2段目になります。それと、全体の補正予算の資料として出ております資料の9ページ、10ページになりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、予算書の10ページを見ていただきまして、補正額が1,820万6,000円の増額でございます。11ページの説明欄1、観光振興事業において、委託料として1,820万6,000円を計上するものでございます。

補正予算の概要5ページの2段目を見ていただきますと、観光振興推進事業として、新型コロナウイルス緊急経済対策として、三重県民を対象とした宿泊料金の割引による誘客促進と、市内観光施設を拠点とした周遊促進を図りますということで、県内の旅行需要の回復を後押しし、今後の県や国の観光振興施策に先行及び連動することにより、事業の効果的な実施を図りますということで、委託料1,820万6,000円で、主な財源は地方創生臨時交付金、残りは観光振興基金を充てております。

資料のほうの9ページ、まず見ていただきまして、9ページの内容欄をご覧くださいますと、事業を円滑に効果的に実施するため、この委託事業につきましては、鳥羽市観光協会に委託を予定しております。

①で三重県民宿泊優待とあります。予定としては7月8日からの販売スタートにしたいということで、鳥羽市独自の誘客キャンペーンとして、1人当たり最大5,000円割引となる宿泊クーポンをインターネット予約サイトを中心として発行していくということで、3,000人分を予定しております。インターネット予約サイトを中心としてということで、中心としてと書かせていただいているのは、お宿さんへの直接の予約の枠も一定数確保をしたいなということで、インターネット予約サイトとお宿への直接予約と2本立てでいきたいと思っております。

②にありますように、市内周遊促進の事業として、鳥羽へ訪れた観光客が観光施設をはじめとした地域への周遊及び消費促進につながるきっかけとなる話題性と集客のインパクトとなるキャンペーンを実施していきたいと考えております。

その同じ資料の10ページを見ていただきますと、三重県民宿泊優待のスケジュール概要となっております。一番上が国と書いてありますG o T o トラベルキャンペーンですけれども、これが恐らく8月上旬にスタートするであろうと。また、その次に、三重県ということで、三重県のほうも県民宿泊キャンペーンを実施するというふうに情報が得られております。これは夏のスタートということで、これも7月の恐らく下旬にスタートをされるんだろうというふうに予測がされます。

そこで、今、県民の皆さんも自粛疲れとかいろいろあって、癒しを求めておられるとは思いますが、国や県のG o T o トラベルキャンペーンが始まってから旅行に出かけようかというような考えを持っておられる方も多いかと思っております。そこで、そのG o T o トラベルキャンペーン等が始まる前に、この鳥羽市

は人口規模に匹敵するほどの宿泊施設の収容能力がございますので、まず鳥羽市が県内に先頭を切って誘客促進につながる事業を打っていききたいということで、独自の宿泊割引を実施していききたいということで、スタートは7月8日を考えております。

下段の近くに、右側です。鳥羽市から矢印あって、三重県、もう一つ矢印があって、国のキャンペーン連動と、力強く切れ目のない観光産業支援を実現というふうに書かせてもらっております。まさに切れ目なくこの事業を展開していききたいということで、一般質問の答弁でもさせていただきましたけれども、今後どのように誘客促進を行っていくかということで、まずは4月に予約の受付をした市民特別宿泊キャンペーン、こちらの約半数ぐらいが、まだ権利を持ちながら宿泊日を延期していただいておりますので、その方たちの予約の再開を6月19日からスタートしております。それに続いて、今回、補正予算で要求させていただきましたこの県民宿泊の優待キャンペーンを実施することによって、それに続いてくると。また、その後、三重県の事業、それから国のGo To Travelということで、切れ目ない形で進めていききたいということでございます。

また、この一番下に書いてありますように、7月1日スタートの事業というのが、先ほど健康福祉課のほうから提案をさせていただいている安全・安心とばの創造、市民、観光客に安心感を持っていただくというこの事業、感染予防対策応援事業、それとプレミアムつき商品券の事業、これらの事業も7月にスタートしますので、それらと相まって効果が期待できるように進めていききたいというふうに考えております。

観光課は以上でございます。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

ご質問を受けたいと思いますが、初めに、3款民生費についてご質問を受けたいと思います。補正予算書の概要4ページの部分、4段にあるわけなんですけれども、このあたりで質問ございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 一番上の虐待等防止ネットワーク事業というのをお聞きします。

先ほど副参事の説明では、発生した場合の備えということで今回予算計上するということなんですけれども、備えということでは、4月以降こういったケースがないということなのかと思うんですけれども、こういうケースというのは、以前からのそういった対応してきているケースもありますし、その辺を踏まえてどういうふうに考えているのかと同時に、ここに書いてあります関係機関との連絡調整ということで、この関係機関とはどういうところで、どういった今後、連絡調整ということにこの予算を使っていくのかということも含めて説明をお願いします。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 虐待の防止ネットワーク事業なんですけれども、今回のこのコロナウイルス感染症の関係で、小・中学校休校していました。ただ、その間、新たなケースというのはございませんでした。ただ、こちらの相談員といたしましては、やはり休校になって虐待等のそういうふうな助長されるというか、そういう可能性も世間では言われていましたんで、そこの見守りとかは行っておりました。

ただ、この新たなケースが生まれた場合では、やっぱり迅速な対応、どういった対応をしていくのかというのがすごく重要になると思います。その中では、児童相談所、警察、教育機関と迅速な連携を取るためにオンラインを使った協議が必要かなというふうな思いで、今回上げさせていただいております。

以上でございます。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 もう一点、先ほど私質問した、今後起こったらそういう連絡調整を行うのか、あるいは先ほど副参事が言われたように、そういったほかの事例とかいろんなことで会議体をやっていくのかというところを、もし分かれば教えてください。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 このコロナウイルスが懸念されていますよね、第2波、第3波とされている中、新しい本当にケースが出た場合は、そういったオンラインを使って協議のほうを進めていくというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 この予算に該当する問題というのは、かなりシビアなところがありますので、適切な対応をしていただくようにということで、よろしくお願いします。

以上です。

○浜口一利委員長 これについて、関連。

(「関連でいいですか」の声あり)

○浜口一利委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 この予算額が9万円でしたか。私は金額が足りるのかなというところを懸念しております。といいますのは、やはりこれは新しいコロナ対策でもあると思いますし、新しい生活様式のオンラインの会議を実施していくためということでもあります。この先ほど言われていたように、例えば189(いちばやく)のところへ電話をしたとします。そうすると、それは児童相談所のほうにつながるわけですよね。そうすると、その会議というのは、鳥羽市だけのオンライン会議なのか、それともこの児童相談所との連携、いわゆるその児童虐待のなっていっしょの相談者との連携なのか、そこをもう少し教えていただけますか。

○浜口一利委員長 北村課長補佐。

○北村課長補佐 こちらの想定につきましては、基本的には関係機関とのオンライン会議を想定しておりまして、その虐待を受けている方そのものとの会議というか、通話というかオンラインではなく、例えば警察であるとか、児童相談所との、本来であればケース会議等で直接こういう会議室でその案件について話し合うべきところなんですけれども、コロナによってそういった関係機関との寄り合いができないことに対して、オンラインで例えばZ o o mとかそういう会議用のアプリ等を使って話し合いを進めていくためのものとなっております。

9万円ということで、確かに少額ではあるんですけども、インターネット回線自体はもうひだまりのほうにも通っておりますので、例えばタブレット端末であるとかW i - F i ルーター等を整備すれば、鳥羽市の健康福祉課としての体制はもう構築できるということで、あとはそういった児童相談所等々のオンライン会議で使用していくということを想定しております。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

○坂倉広子委員 詳しい説明していただきましてありがとうございます。

○浜口一利委員長 当初、岡本副参事のほうからDV等の児童虐待とかというのを力入れていくという部分が、

何かちょっと多かったような感じやったもので、これ機械を買うということなんで、そういうことやな。設備をちゃんとそろえるということなんで、これで足りるようです。

○坂倉広子委員 はい。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 関連でお聞きします。

追加給付についてお聞きします。

条件は、家計が急変し、収入が減少ということになっております。こういう基準でしょうか。

○浜口一利委員長 次のことやな。いや、関連と言うたけれども、違うことやけれども、民生費ですもんで、民生費やな。

(「よろしいでしょうか」の声あり)

○浜口一利委員長 いいです。

(「虐待と関連がある」の声あり)

○浜口一利委員長 戸上委員、この虐待等防止ネットワーク事業についての関連の質問があるので、そっちから先に。これ後またお願いします。

○戸上 健委員 はい、分かりました。

○浜口一利委員長 関連でどうぞ。

○濱口正久委員 今、坂倉広子委員からもありましたけれども、これ会議をする機械を導入するということは、今もう4月からというのは、ケース会議というのは開催はまだされていないのでしょうか。確認です、お願いします。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 虐待等防止ネットワークのケース会議は開催されておりません。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

昨年、この時期までに相当数の案件があつて、夏までに児童虐待のケースがありました。今年が少ないのか、それともこれが昨年解決したものか、ただ単に休校の期間中、見えなくなっているというのが全国的にもありますけれども、その辺の分析も含めて、今回こういうふうな連絡調整が必要となったのか、その辺、お聞かせいただけますでしょうか。

○浜口一利委員長 ちょっと違うところへいくような感じもするけれども、答えられたらどうぞ。

岡本副参事。

○岡本副参事 昨年もこの虐待に関しては、一般質問をしていただきました。その中で、年々やっばり増加傾向にあるということで答えさせていただいております。

ただ、先ほども言わせていただいたように、今回のこのコロナウイルス感染症の期間のみを考えれば、新たなケースはございませんでしたけれども、ただ、やっばり継続して見守りをしていかなければいけないという部分もたくさんありますし、やはりこれからはちょっとした例えば体罰、しつけと名目をした体罰とかそんな

んも今後駄目やというふうになっていますんで、ちょっとした異常を感じた場合でも通報してほしいというふうになっている中で、やはりそういう機械を入れて迅速に対応する、そういうのが必要になるかなと思って購入をさせていただきます。

以上でございます。

○浜口一利委員長 はい。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

こういう大事なことでですので、できればもう早いところ導入していただければよかったかなというのも思いも込めて、今後よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 これについては、関連もうよろしいですね。

次の案件があれば、ご質疑を受けたいと思います。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 南川さんの関連で、このひとり親世帯の臨時特別給付金事業についてお聞きします。

3番目の給付金の対象……

(「言うてない」の声あり)

○戸上 健委員 ごめん、勘違いしました。この追加給付で家計が急変し、収入が減少したという基準、これを教えてください。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 追加給付ですけれども、追加給付というのは二つの要件がございました。先ほど言わせていただいた児童扶養手当受給者と公的年金受給者で、年金をたくさんもらっているから児童扶養手当がもらえないよという、その二つのパターンの方なんですけれども、今回のこの追加給付というのは、例えば令和2年2月以降に勤務先が休業したとか、あと学校休業のため子供の世話をすることが必要となって、働く時間が減少したなどの影響で収入が減ったという例があります。この収入額がどれだけ減った、普通なら児童扶養手当施行令でいろいろ支給限度額というのがあるんですけれども、そこと比較をして、それより下やったら給付しますよとか、そういう条件があるんですけれども、今回のこの追加給付に関しては、この収入の基準というものはございません。よろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうしますと、先ほどの説明では、この1、今、児童扶養手当、これを支給されておるといふその所得の水準があるわけですね。その人たちはもう基本的に基本給付として全員もらえるということになります、今、児童手当を給付されている人は。

今度、3の追加給付はそういう方も含めて、その人にプラス5万円の給付をされるということになるわけですね、そうでしょう。だから、そうした場合に、その人たちの条件として、コロナによって家計が急変して収入が減少した方ということになるわけです。それは申請主義になっておりますから、申請しないと自動的に振り込んでもらえるということはありません。ということは、申請する人が自分の家計の急変はこの程度だと、収入は減少したと、どの程度、半分減少で、持続化給付金は5割以上ということに基準がなっています。そう

いう判断基準がないのに申請してくるといのはなかなか難しいんです。ですから、どういうレベルであれば追加の5万円が給付できますよというのをどう示すかということなんです。

だから、家計への収入が、先ほどの副参事の答弁では、働く期間が減少したと。それからそれに伴って収入が減ったと。それから休業した場合、丸々収入がないわけですからね。それから子供が学校を休むために、その親も休まんたらんというふうなケースだというふうに思うんです。そうしたら、収入が仮に半分になった人は該当しますよとか、大部分収入がなくなった方にしか該当しませんよとか、自分が申請する場合の目安というのが当然必要だというふうに思うんです、そのことを聞いておるんです。急変と、収入が減少では非常に緩やかな抽象的な概念ではないでしょうか。

○浜口一利委員長 岡本副参事、このような相談というのは結構あったわけやもんで、この事業を行ったということなんでしょう。

○戸上 健委員 いや、もう国の事業です。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 先ほど戸上委員からご指摘いただいた件は、全くそのとおりでございます、ただ、今、国から示されているものが、その追加給付の申請書というのがございます。その中で、注意事項の注意書きがあるんですけども、それが私が先ほど答弁させていただいたことが書いてありまして、ただ、具体的には、今のところはこの金額とか示されていないもんですから、やはりちょっとその辺は、ほかの県とか国もいろいろ確認もしながら、ある程度の情報を得て、情報発信のほうもしっかりしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○戸上 健委員 了解です。

○浜口一利委員長 具体的な数字はないみたいやね。

南川委員、関連、どうぞ。

○南川則之委員 関連でお聞きします。

まずお聞きしたいのは、今回の国の制度なんでしょうけれども、もうこの支給対象者を令和2年6月の児童扶養手当受給者としたような理由は何だということでしょうかね。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 今回のひとり親世帯臨時特別給付金の要件として、おっしゃるとおり、児童扶養手当受給者、令和2年6月分の受給者というふうになっています。今回のその給付事業に関しましては、やはり児童扶養手当制度というのを、そのスキームを利用して国は手だてをしていくという考え方がありますので、6月分の児童扶養手当受給者というのを、この直近の情報ですので、やはりそれを活用しながら迅速な給付につなげていきたいという国の考え方があります。

以上でございます。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 そうしますと、先ほど副参事の説明で、当然6月ですから、5月末までに、5月31日までにこの児童扶養手当の資格を損失していた人でも、さっきコロナの影響があった者については認められるという

ようなことなんですけれども、もし6月1日以降に受給対象者が死亡したりとか、亡くなったりとか、あるいはそれ以降にこの児童扶養手当の資格を喪失したというような場合のケースがあった場合には、それでもこの今回の要件というか、もらえるかどうかというところをお聞きます。

○浜口一利委員長 北村課長補佐。

○北村課長補佐 今ご質問ありました支給対象者が死亡した場合であるとか、海外に転出した場合とか、児童扶養手当の資格を喪失した場合という者に対してなんですけれども、国のほうから例が示されておりまして、例えば死亡した場合は、その者の監護等児童であった者が支給の対象となりますということで、監護等児童であった者が2人以上いる場合は、そのうち1人が支給の対象となりますということになっております。

また、その支給対象者が児童扶養手当の資格を喪失した場合につきましては、支給対象者が児童扶養手当の資格を喪失した場合についても支給の対象となるというふうにされております。

以上になります。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 よく分かりました。

それと、もう一点お聞きます。

先ほど戸上委員が言われたこの受給できるというところなんですけれども、自己申告ということは、何かの書類があって、簡易的に令和2年2月以降の1か月間に収入が減額したということをご自己申告するわけなんですから、それを1年間分と換算してやっていただくと思うんですけれども、なるべく簡易的な内容でそれをチェックできるというようなシステムに国は言っていると思うんですけれども、その辺は戸上委員も心配されているように、対象者の人がそういった内容のところをしっかりと事務局のほうが対応していただいて、丁寧に説明していただければありがたいなと思うんですけれども、その辺の対応についてお聞きます。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 今回の給付事業に関しましては、何回か周知徹底もしていきます。もちろん先ほど言っていたように、国から示された申請書、それから添付書類、どういうものをつけるかとか、そういうのもございますので、丁寧な説明をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 国からいろいろQ&Aとかそういうのも出ていると思いますけれども、かなり複雑というかいろんなパターンがあって、なかなかバイトする人には理解できないところがありますので、先ほど副参事言われたように、丁寧に説明いただくようによろしくお願いします。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、今、2人から質問もありましたけれども、これ児童手当受給者のみは申請なしで基本給付が送られるということです。それ以外のところで、公的年金受給者とか、あとは児童手当の受給者の中で、その追加給付に関しては申請が必要というふうになっていましたけれども、その周知の方法というのはどういうふうを考えていますでしょうか。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 広報、ホームページのほか、あと児童扶養手当は現況届というのを8月の間に出していただきます。それも活用しながら周知を進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 いや、先ほど来、言うていますが、申請は自己申告になっております、今回の場合。家庭の急変の場合は会社が休業、コロナで、もしくは子供の世話をするために会社を休業しなければならなかったというのはありますけれども、先ほど来、ずっと申請書類のことがありますけれども、申請書類は最初は必要ないというふうにありますけれども、これ後で審査とかのために何年間か何かを保管しなきゃいけないというのはございますでしょうか。

○浜口一利委員長 副参事。

○岡本副参事 先ほどの追加給付を例に挙げさせていただきますと、コロナの関係、影響で収入が減少したという申立てをしていただくわけですが、そのときにはその収入がどんだけ減ったとか、提出していただくことは必要ないということです。ただ、申請日から2年間はその根拠となる、例えば減少前と減少後の給与明細とかそういうのを保管してもらいたいということは、またそれも併せて周知はしていく予定でございます。

以上でございます。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

申請のときには添付書類は必要ないけれども、ある程度、2年間はそういうものは、減ったという証明書は保管しなきゃいけないということでもありますので、しっかりとそこら辺のところは、その申請された方に周知のほうをお願いしたいと思います。

今回対象となる件数というのは140世帯、児童扶養手当も含めて、あと公的年金受給者が6世帯、あと家計急変者が28世帯と想定をされております。これ三つの形態で、この家計急変者以外のところにおいては、5万円プラス5万円と10万円もらえるところがしっかりともらえるように周知等、その辺のところの徹底をお願いしたいと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 丁寧な対応をしていくということなんで。

他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 1点、お聞きします。

基本給付のところ、6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込む、いわゆる一般的な対象者のところやと思うんですけども、8月末までという表現というのは、これ現況確認をしてからというところでのこの8月末の表現なのか。私が言いたいのは、スピード感が大事だと思うんですよ。当然もう140件対象なのはもう見えているわけだから、それはもう早いこと対応できるものは早いこと振り込んであげていいんじゃないのかなと単純に思うんですけども、その辺をもう少し詳しく教えてください。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 現在、児童扶養手当は奇数月に支給をされています。今回のひとり親世帯臨時特別給付金は、国のほうは8月末までというふうに推進はしています。ただ、こちらのほうもお認めいただいたら、システム改修とかそういうスケジュールも踏みながら、できる限り早いときに支給のほうをしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 ということは、8月末ぎりぎりまでずれ込むんじゃないかと、もう早いこと処理できるものは早いこと処理していくという考え方でよろしいですね、はい、分かりました。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

民生費、よろしいですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 他の項目でよろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 はい、いいです。

○戸上 健委員 感染予防対応応援事業についてお尋ねします。

○浜口一利委員長 これは衛生費やもんで。民生費、この4ページのほう、4段、4点あると思うんですけども、この中で質問があればということなんで、よろしくお願いします。

もうこの2点についてはよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 坂倉委員、よろしいか。

それでは、ご質疑もないようですので、続いて、4款衛生費についてご質疑を受けたいと思います。

戸上委員。

○戸上 健委員 失礼しました。

感染予防対応応援事業についてお尋ねします。

なぜこれ今の時期なのでしょう。

○浜口一利委員長 吉川副参事。

○吉川副参事 お答えします。

今月6月19日に県をまたぐ移動が解除となりまして、多くの方が外出されることが想定されております。そのような動きの中で、市民の方は新型コロナウイルス感染症に不安を感じていると考えております。とはいえ、本市は観光が基幹産業でありまして、その外出する方に鳥羽を選んでいただくことが必要であると思えます。感染予防と地域経済の回復を目的とした本事業は、その両方を解消に結びつける重要なものであり、この時期での事業開始が最適であると判断いたしました。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 やられることは結構なんだけれども、この対象経費として例として挙げておるのは、消毒液の設置云々、重要なマスクやフェイスシールドの着用とか、店内の感染予防のための仕切り、こういったものは、もう鳥羽市内ではほとんどのところでは完備しております。それぞれ自己防衛でやっております。ですから、本来であれば、緊急事態宣言発令中にこういう予算を上げてきて、そして応援すべきであったと。これ解除になってから、今になって、第2波に備えるということだけれども、応援事業をするというのは、私はタイミングが非常にずれているのではないかというふうに思います。

いや、やることはいいんやよ、やることは結構なんやけれども、もっと緊急事態発令中に市内の事業者が右往左往して、そして間仕切りやそういうものを一生懸命やっておるときに、市としてはこういう応援事業がありますというのをばんと打ち出すべきだったというのが、僕の意見です。

以上です。

○浜口一利委員長 意見として。

他にございませんか、衛生費。

南川委員。

○南川則之委員 何点か聞きます。

まず、今回の補正予算見てちょっと私も首傾げたところがあって、この感染予防対策応援事業という名前の下で、健康福祉課の予算としたのかも分かりませんが、実際、中身見ると、資料頂いた中身では、鳥羽市内の事業者がしっかりと感染予防対策をしておるんやということを全国に発信するということだと思うんですね。そうすると、健康福祉課ではなくて、その事業者に対応しておる商工とかそういったところが窓口となって予算計上してやっていくべきであったかなと思うんですけども、その辺の議論というのはあったかどうか、お聞きします。

○浜口一利委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 この新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、健康福祉課の健康係の一義的な責務としましては、市民の感染予防とその啓発ですので、市民の健康を守るということになります。

一方、健康福祉課全体で考えますと、生活困窮、生活保護の分野等もございます。市内の経済環境であるとか雇用情勢に関しても無関係ではございません。私どもの思いとしましては、市民の皆さんが日常的に使われる商店、飲食店をはじめとして、市内の事業所の皆さんが感染防止に努めていただくことは、市全体の感染防止に対する機運を高めて、それは市民の安全、言い換えれば、健康につながるものだと思いますし、それを内外に示すということは、やはり鳥羽を訪れる方々にも安心をしていただけるものだと思います。

加えて申し上げますと、鳥羽を訪れる方々をおもてなしする事業者の皆さんが感染防止をしていただくことで、少しでも新型コロナウイルス感染症を水際で食い止めることも仮にできるとするのであれば、それはもちろん市民の安全に、健康につながりますし、それを全市を挙げて取り組む姿勢を見て観光客の方が増えましたら、それはもちろん本市の経済や雇用情勢も好転することになるでしょうから、生活困窮や生活保護に至る方も減少するのではないかということで、その機運を応援するものとして、健康福祉課全体として考えて上程をさせていただきました。

以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 健康福祉課の意気込みというのはよく分かるんですけども、先ほど冒頭説明いただいたとき、副参事のほうから、鳥羽商工会議所とあと観光協会と、いろいろ密になっているようなお手伝いをさせていただくということで、先ほど会員の方のリストをどうするんだというような説明があったと思うんですけども、その辺でこの事業者数1,265件のうちの商工会議所の会員とか、ダブって観光協会の会員にも入っておる団体等おると思うんですけども、その辺の商工会議所、観光協会との協議というのはどのようにされて、どういったリストをこちらよりもらうとか、いろんな協議をされておるかどうか、お聞きします。

○浜口一利委員長 中村係長。

○中村係長 健康係、中村です。よろしくお願ひします。

先ほど南川委員のご質問ありました鳥羽商工会議所さん、鳥羽市観光協会さんとの打合せにつきましては、こちらのほうから課長と私、あと企画財政課の職員と伺わせていただいております。そこで、事業所数とか配付方法等を検討させていただきまして、やはり個人情報等の都合もありますものですから、リストを頂いて、リストをタックシールとか郵送先だけ頂いて、こちらで資料等を準備させていただいて配付をさせていただくということで事業を進めていきたいと考えています。

以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 分かりました。

それと、細かいことを聞きますけれども、この2の感染予防対策事業の説明の中で、加算1、加算2ということでそれぞれうたってありますけれども、この鳥羽市内の事業者数1,265という経済センサスから割り出して今回の予算は総額計上されておると思うんですけども、この加算1の従業員者数1、2、3というのは、鳥羽市にそれぞれどれだけの件数があるか、細かいことですが、お聞きします。

○浜口一利委員長 吉川副参事。

○吉川副参事 お答えします。

加算1のところ、従業員数とあります。1から49人、①のところなんです、ここで平成28年経済センサスでは1,232件で、②50人から99人のところなんです20件、③100人以上というところで13件としております。

以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 その数字をさらに加算2という4、5、6、7に該当する、例1、例2も挙げてもらっていると思うんですけども、そうしたケースを想定して、今回の総額の予算を計上されておると思うんですけども、中身のその件数のやつは聞きませんが、今、先ほど商工会議所とか観光協会との密に課長も協議をされたということなんですけれども、総額7万円という金額が果たして、先ほど戸上委員も、今までやってきているのやという、この感染予防対策についてはやっておる事業者があるということなんですけれども、この金額でさらに付加してこの対策をするという予算の最大と弾いているのかどうかをお聞きします。

○浜口一利委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 全ての事業所が来られた場合というふうを考えて、この応援金の予算2,775万円を一旦置いております。もちろん先ほどの経済センサスの数字も28年の数字ですので、それから新規開業されたところ、廃業されたところもいろいろあると思います。ですので、恐らくこの範囲に収まるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 それと、ちょっと例を挙げて質問しますが、従業員数1人から49人になって、1人ということで、たばこ屋の人とか、自分でやっておるお店屋さんとかいうのもあると思います。それも当然対象という考え方でいいのか。あとこの対象にならないというところがどういうところを想定されているかどうかもお聞きします。

○浜口一利委員長 吉川副参事。

○吉川副参事 先ほどの南川委員から質問がありました。

まず、店舗で1人というあたり、当然、先ほどの例を挙げますと対象となります。あと、例えば自宅でお一人で教室なんかをされている方とか、そのあたりも対象にするというふうを考えております。

対象外は、例えばなるべく申請いただければ広く交付したいなというふうには考えておるんですが、やはり例えば漁師さん、1人で一本釣りとか行かれる方とか、あと農業、お一人で、ご家族で農業をされている方とかいったあたりは、ちょっと対象外になるのかなというふうには考えております。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 分かりました。

いろいろ対象、対象外というものもあると思いますけれども、丁寧に説明いただいて対応してほしいなと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

中の詳細に入っていくとあれやけれども、やっぱり聞くべきやな。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 すみません、まずは、この対象経費で、いわゆる消毒液であるとか、フェイスシールドであるとかというものを、今回給付されるお金で買ってくださいということですか。それとも今まで既存のものも証明写真の中に踏まえていいというふうを考えていいのかというところからお願いします。

○浜口一利委員長 吉川副参事。

○吉川副参事 お答えします。

両方です。これまで既にも買われているものも対象としますし、今後買うものも対象ということで交付させていただきます。

○浜口一利委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 なぜ聞いたかという、申請方法の証明、この給付対象の証明というのが写真であるというような表現をいただいているように思いまして、特に領収書というのは要らないのかなという理解をしたんです。

その理解でまずよかったですか。

○浜口一利委員長 吉川副参事。

○吉川副参事 やはり領収書等を頂いてチェックするというのは、かなり作業も増えますし、なかなか交付に当たったの時間もかかってしまいますので、今回スピード感を持ってやりたいということで、もう領収書等は頂かないということで考えております。

あと、取りあえず、写真だけでできれば撮っていただいて、申請書に貼っていただいたもの、対策しているものに対して写真を撮っておいていただいたものを申請いただくということで、もう領収書に代えたいというふうに考えております。

(「ちょっと追加してよろしいですか」の声あり)

○浜口一利委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 先ほどありましたように、基本的には申請のときには、今までやっていただいた物の写真を撮っていただきます。ですが、例えばなんですけれども、それが基本額、それから追加額、最低でも2万円になるんですけれども、その2万円に足りない場合でも別に構いません。簡単に言いますと、マスクとフェイスシールドだけやったら、数が少なければ2万円いかないと思います。ですけれども、これからまだやっていただけるものということになって、その部分も応援するというので、今まで使った分のやつで足りなくても、2万円は最低でも給付をさせていただきます。

以上です。

○浜口一利委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 ご答弁いただいたので、恐らくこのとおりでいいと思うんですけれども、要は新規にお金を使っていたかなくても、今までに対策をしていることを写真に撮ってもらって申請をいただければ、取りあえず給付はさせていただくというこの理解で。ありがとうございます。

○浜口一利委員長 衛生費について。

濱口委員。

○濱口正久委員 失礼します。

先ほど来、今、瀬崎委員の領収書等々要らないということというのはありました。そして、これを申請して、補助的なものでこれを送付してくれというような考え方というよりも、これ健康福祉課がやるというのは、それによって市民の安心・安全につなげるというような事業というふうに捉えられると思うんですけれども、それで間違いないんでしょうか、確認です。

○浜口一利委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 私どもは、その機運が高まることによって、市民の皆さんの健康、安心・安全が守られるものだというふうに考えて上程をさせていただいています。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 といいますのは、実際、市民の中から、移動が解除になって、急速に人の移動が激しくなって不安を重視される市民も少なくありません。もちろん観光でもっているまちですので、観光客も来てほしいんですけれども、そういう受入れ態勢について非常に問合せが多くて、その辺のところをやっぱり徹底してほし

いというのがあります。

今回、全事業所に1,265対象となっている以上は、ここを徹底していただいて、鳥羽市が接客することに伴う事業所においては、そういうふうなPRを今後はすることによって、市民の安心にもつながって、今後、観光客が来る、観光客にもPRにも選ばれるまちとなると思うんです。業者の中には、やっぱり自分らはもちろんこういうのを既にやっていて導入しているんだけど、そこをやっていないところからもし出たらどうするのやというところの、業者さんからも問合せがございますので、この徹底に関しては、例えば先ほど観光協会や会議所でいろいろ配付されるとありましたけれども、それ以外のところというのはどういうふうにもうただ単にホームページで呼びかけるのでしょうか。それ何回か周知徹底というのは、どういうふうなところまで考えているのでしょうか。

○浜口一利委員長 吉川副参事。

○吉川副参事 答えします。

鳥羽商工会議所さんとか観光協会さんに参加している方は、そちらのほうから周知できるということなんです。加入されていない事業所につきましては、一応広報とばとか、あと市ホームページ、あと本市の新型コロナウイルス対策本部に情報発信部会というのがありますので、そちらとも協力しながら周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 これ感染症対策を施した証明写真というのがあります、提出するというの。それだけこの健康福祉課がこれだけの予算をかけて今の時期にやるということは、やっぱりPRにつなげていかなければいけないと思いますので、そのステッカー等々で貼っていただいた写真を撮っていただいた後に、市のホームページとか、例えば商船のアプリとかで見える化をする必要があると思うんです。観光客とか市民にこういうふうに徹底していただいておきますと、こういうお店がちゃんとしていただいておりますということを周知する必要があると思いますけれども、その辺については、課長、どういうふうに考えていますでしょうか。

○浜口一利委員長 吉川副参事。

○吉川副参事 答えします。

すみません、先ほど委員から提案のありましたアプリとか、そういった感染対策をしている店舗のマップにつきましては、先ほどもちょっと触れさせていただいたんですが、情報発信部会というのがありますので、そちらと相談して、一度検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 市内の飲食業者の方にも相談させていただきました。そこではやっぱりそういうようなきちんとした周知徹底を、鳥羽からは出さないでほしいと。できれば、出るのはいらないけれども、拡散させてほしくない。その辺のところをきちんとやっている業者だけではなく、ほかのところまで周知徹底をさせてほしいという意見でございましたので、その辺のところはぜひともお願いしたいなというふうに思います。そのところだけしっかりと、それが今後選ばれるべきところではないかなと。

テレビ見ますと、アプリで、まあいうたらお店の情報の中に感染症の対策と、あとは密、混雑具合まで出しているところの市町もごさいます。そういうところの安心・安全というのは、今後、観光客誘致をしていく上で非常に大切じゃないかなというふうに思いますので、しっかりとその辺は、やるんだったら徹底してやっていただきたいというふうに思います。

○浜口一利委員長 他に。

世古委員。

○世古安秀委員 1件だけお伺いします。

健康福祉課長で、やっぱり市民が安心するためにも、このいろんな補助を出してそういう対策をしてもらうということなんですけれども、やっぱり事業所にしても、感染予防のガイドラインというのをきちんと示す、事業者に対しても、必要があるかというふうに思いますけれども、その辺はどう考えていますか。

○浜口一利委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 今その情報発信部会のほうで、国が示しております全事業所に対応するガイドラインを、事業所ごとに今作成中であります。この通知を差し上げるときには、そのガイドラインも同封して、全事業所が対応できるようにガイドラインを示したいなというふうに考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 世古委員。

○世古安秀委員 先般ちょっと前に、会議所のほうからこういうガイドライン、鳥羽の事業所、宿泊事業者に合ったガイドラインを通知もらったんで、できるだけその商工会議所と連携を、連絡を密にしながら、その沿うようなところの相談をしながら、ぜひ進めていただきたいと思いますけれども、その辺についてはどうですか。

○浜口一利委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 本来であれば、そのガイドライン、たしか会議所のほうは宿泊業者に対してだけの何か研修会か何かという話をお聞きしました。本来ですと、それの前にうちのほうとガイドラインを示し合わせる事ができるとよかったですけれども、残念ながら、ちょっとそこまでは至っておりません。ですが、基本は、大本は国のガイドラインですので、決して外れておるものではございません。

今回、うちのほうは、旅館・宿泊業だけではなく、それこそさっきのたばこ屋の話じゃないですけども、全業種用のガイドラインを基本的には用意をして、それを皆さんにお示ししたいなというふうに、ですので、どの事業者の方でも、うちやったらここやなど分かるような、目で見える可視化できるようなガイドラインを、今作成中のごさいます。

以上です。

○世古安秀委員 よろしくお願ひします。

以上です。

○浜口一利委員長 この件について、他にございせんか。

山本委員。

○山本哲也委員 たくさんあるので。

○浜口一利委員長 たくさん。

○山本哲也委員 はい、あります。

○浜口一利委員長 そしたら、どうしよう、昼にしますか。

○山本哲也委員 はい。

○浜口一利委員長 まだこの件については、大変重要な事業だというような認識があるということなので、まだ午後からもしっかりと質疑応答があるみたいですし、昼食のため暫時休憩したいと思います。

(午前11時59分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、午前中に引き続き会議を再開します。

4款衛生費について。

山本委員。

○山本哲也委員 午前中のところでいろいろと説明していただいて、鳥羽市として対応していただいた事業所に対しての応援金であるということを聞かせていただきました。

ちょっと確認を何点かさせてもらいながら質問させてもらいたいというふうに思うんですけども、まずはガイドラインのところは、特段郵送でしていただくというところやったかとは思いますが、それに沿っておるかどうかが関係なしに、複数いろいろ対応してくれておるところに対しての応援をというところやと思うんですけども、それで、目的のところとか見ますと、不安解消を図って鳥羽市の安全・安心をPRするというようなところなのかなと思うんですけども、果たして本当その目的が達成されるのかどうかというところが疑問で、一生懸命やっていたところはいいかなというふうに思うんですけども、単に消毒液とマスクを買いましたと。それをもうぼんと置いてあるだけで、特段対策とってはちょっと寂しいなというところにも同じ金額、事業所レベルですとか人数とかが一緒やった場合、同じ金額が行くわけですよ。果たしてそれが本当に応援することになるのかなというところを思うんです。

なので、本気で安心・安全をPRしに行くんやと言うんやったら、そのガイドラインとかに沿って対応していただいているところに対して出すんやったら、僕このお金というのはすごく応援するためのお金としては有効かなというふうには思うんですけども、まずさっきの質問でスピードが大事やというふうにおっしゃってもうていましたけれども、僕その段階じゃ、これやとスピードじゃなくて、ちゃんとしてもうておるかどうかが大事なん違うかなというふうに思うんですけども、その辺の課としての部分、どういうふうに、その制度設計に当たってその辺はどういうふうなところに重きを置いてやろうとしておるんかというのが、ちょっと何となく午前中の回答のあれからやとちぐはぐやったん違うかなと思うんですけども、その課として目指したいところというのはどういうところになるのですか、これ。

○浜口一利委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 一度申し上げたとおり、やはり市民皆さんの安全、健康というのがもちろん究極には目指すところではございます。それをすることによって、先ほど言うていましたように、経済状況であるとか雇用情勢がよくなればいいなというのはあります。

今回のやつをするに当たっては、いろいろ悩みました、どのように持っていったらいいのか。例えば、住民

の皆さん全戸に1万円をお配りするのであれば、8,000万円ざっといってもかかります。1戸当たり5,000円でも4,000万円です。ですけど、それだけでは、例えばその雇用の部分であるとか、生活困窮の部分であるとか、そこら辺には手は届かないなど。市全体を元気にするといいますか、冒頭で申し上げましたけれども、そのようにするにはどうしたらいいのかということを考えて、感染防止の機運を高めることで皆さんの健康につながるんであればということで、このような形になっております。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 この機運を高めるというところになるんかなというふうには思うんですよ、その健康福祉課さんが持って事業をさせていただいておるというところなので。それにしても、このやり方やと、僕はなかなかその機運というのは高まらんのかなというところで疑問は感じています。

言うたように、真面目に対策しておるところとしていないところというのが、絶対差が出てくるわけですよ。なので、そこに関しては、やっぱり写真送ってもうたら何でもいいよというんじゃなくて、ある程度のハードルじゃないと、なかなかそういうやらかなあかんという部分に対するアプローチもできひんわけなんで、簡単にし過ぎるのもあまりよくはない。本当にやろうとしておることが達成されないような気がするので、本当にそういうふうにしてやるんやったら、ある程度、事業者さん側には求めるものは求めるべきやと僕は思うんですね。

これ、今、戸上さんおっしゃっていただいたように、ある程度もう事業者さん動き出すに当たって、それぞれやっていただいていますよ。そうやで、そこに対してちゃんとやっておるところにはちゃんとした部分で、これからやろうとしておるところには、これぐらいまではやりましようよということに関して、せめてそれはクリアするぐらいのところに対して応援をするというふうにせんと、何でもかんでも消毒液とマスクの写真だけ、これを買いましたと送られてきても、それは僕ちょっと違うん違うかなと思うんで、やるんやったら本気でやってほしいなというふうに思います。

その本気でやるに対して、これ体制大丈夫かなという心配がもう一つございまして、一応これ若干ですけれども、残業代ですか、時間外上げてもうていますけれども、大丈夫ですかと言って大丈夫ですと言うしか言いようがないとは思いますが、ただできえ立て込んでおる中にこれがかかってくるというところで、僕はある程度のハードルを求めてもうておるんで、言うておること違うやないかとなるかもしれませんけれども、これもしんどいとは思いますが、その辺の体制についてはどう。

○浜口一利委員長 今の2点について。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 まずその体制についてでございます。

今回、会員さんとかには郵送させていただく、それを受け付けるに関しても、原則郵送で受け付けたいと考えております。今回の時間外に関しては、恐らく1,000件前後になるかとは思いますが、最大でも、その1,000件を受け付けることに関しての時間外ということになっております。

しかしながら、私どもだけでももちろんこれは受けるのではございません。申し上げましたように、連絡所であるとか、観光課、農水商工のほうも協力をいただくようになっています。恐らくですけども、商店さんから、旅館さんから問合せ等が仮にあった場合ですと、私どもよりもふだんお付き合いというか、話がしやすい

農水であったり、観光であったりのほうへ電話がかかるのではないかなと思います。そこら辺はきっちり連携してやっていくという形で、その申請受付に関する事で、この時間外というのを置かせていただいております。

それと、もう一つ、委員がおっしゃられたように、しっかり後を確認していくというふうに仮にするとすれば、もちろんこれでは全然足りませんので、現在のところはそこまでやるという形ではないので、そこまでは盛っていないです。

以上です。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 考えていただいておりますことは本当にありがたいことで、こういう対策をするところに対してしっかり応援していこうやないかというところは、僕すごい大事やと思いますし、ありがたいなとは思いますが、このタイミングの問題、戸上さんも指摘しましたけれども、このタイミング、もう入れるところは県の児童課の補助金なり寄附金、あの辺なりで申請して、そういう消耗品でも当面の分の購入とかというのを充てていただいておりますとかもある中で、こうやって上乘せに近い形で出ているというので、僕はこの応援金の本当にありがとうございますと言うて受け取っていただく事業所よりも、もらえるやったらもうとこかかってぐらいのあれにしかならん違うかなというふうに思って、何かやろうとしておることと、求められていることと、何かそこに対する温度差というのがすごくあるなというふうに思っています。

なので、できたらやっぱり確認じゃないですけども、チェックしながらでも事業所さんの声を聞いていただいたりとか、そのときに本当にありがとうございますとってもらえるかどうかということも確認もできるかと思えますし、じゃ、交付決定か何かで多分シールも一緒にそういうときに送るかなと思うんですけども、じゃ、そのシールを本当に貼ってもうておるんかどうかとか、お金かけて作るわけですから。多分やり方とかによっては、そのシールももう下手したら貼られんままずっと中に入って行って、機運の醸成どころかというふうになりかねんのかなと思って、本当にこの今回の7,000万円超える分で、その中でも5,000万円近くを健康福祉課が預かって、そのうちの言ったら2,800万円じゃないですか。全体のもう3分の1以上の今回のお金を使ってやろうとしておる事業のわりというか、何かその辺がちよっとずれてもておるん違うかなというふうに思って。

本当にやろうとしておることが、この金額じゃ足りないのかもしれないけれども、なかなかこの目的を果たして、じゃ、この2万円、言うていましたけれども、1,200超のうち49人までが1,200件あるわけですよ。ということは、大体ほぼほぼこの2万円、宿泊事業者以外は2万円なんですよね。そのお金で本当に、じゃ、この目的が達成されるかというのはちょっと疑問です。何かその辺は、鳥羽市が応援したい気持ちと受け取る側が、じゃ、それは応援してもらっておるんやというので受け取るかどうかという、そこにはすごく温度差はあるかと思うんで、ちゃんと応援しているんよというのが伝わるようなやり方とかというふうにしてもうたほうがええかと思えますんで、そこはもうそのやっていく段階でぜひ気をつけてしていただきたいなというふうに思います。

長々としゃべりましたけれども、最後、副市長も何かその辺とかないんですかね。

○浜口一利委員長 副市長。

○立花副市長 ご指摘のことはよく理解できるんですけども、ですからガイドラインも配りますんで、今もうガイドラインに沿っての部分でやられていないことは、ここまではやっていますけれども、ここからもうちょっとこういうことをやりますというのを書いてもらって申請してもらおうとか、それとかまだ何もやられていないところも、これはあまりないと思うんですけども、そういうところには、こういうことをやりたいんやということをきちっと書いてもらって、ガイドラインに即した最低限のことはやられているようなことにしていかなといかなのかなと、今のご指摘を受けて思ったところです。

ただ、これからの特に対面の接客を伴う業種に関しましては、こういうことはやっていないともう通用しない世の中になっていくかなと思って、やっぱりこれではあかん、やっぱりもうちょっとこれぐらいやらないかなのやなということをつかっていたら後押しみたいな感じのところだと思います。

それと、徹底すると、とてもやないけれども、このお金では足りないやないかという議論も出てくると思うんですけども、そのところも、今までの事業もそうなんですけれども、一つ機運醸成とかいろんな意味合いの後押しというか、応援金と書いてありますけれども、そういう類いの精神で今までもやらせていただいていますので、そういう形で効果が出るような方向に持っていければなというふうな思いを、今思っているところです。

以上です。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 この事業を通じて、理想というか達成せなあかんことは、千何百件、1,200超の事業所から全部返事をいただいてこれをやりますと。それを受けた上でしっかり皆さんが対応を取ってもうたところで、市長なりが、鳥羽市はもう完全に事業所は全部対応できておるまちですと、鳥羽市はそういうところなんですと、初めてその書いてある目的の安心・安全というコロナに対しての取組をやっておるところですというのを発信できるんやと思うんですよ。これが半分の600や500やったら、なかなかそこまではいけへんの違うかなと思うんで。やっておるところだけやっておるまちですなんていうのは、とてもじゃないですけども言えませんし、言うても意味のないところなんで、そこはもうこれだけやりましたと言うて、ちゃんとそういう表にも言えるぐらいのところまでできるようにしていただきたいなというふうに思います。

決してこれ勘違いされるとあかんのが、さっきからずっと言うておるのは、応援金というところやとは思って、補助金でもなく、その鳥羽市としての気持ちなりというところをしっかりと伝わるように、事業所さんのほうには伝えてほしいなというふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。意見。

○浜口一利委員長 副市長、この件については、いろいろ各委員、これ応援していこうということについてはいいわけなんですけれども、その裏にあるやはり鳥羽市としての安心・安全をどのように担保していこうか、その方向性というのをきっちり何か見えていないよなというところがちょっと不安感があるという形の中で、こんな意見があったということなので、執行に当たっては、鳥羽市の安心・安全はこう担保するよというぐらいの基準というか、その方向性を出した中で、また違うししっかり対応していつてほしいと思います、ただ本当そういうことなんで。

ほかにこの件についてはよろしいですか、何かちょっとあれやけれども。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、次に移りたいと思います。

次に、観光商工費についてご質疑はございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 少し細かいところからになってしまいますが、お伺いをいたします。

説明文の中とか、補足資料のほうだと思うんですけども、お一人当たり最大5,000円という表記がされていたかなと思うんですけども、減額される場合があるという理解なんですかね。何かこう段階があるとかということなんですかね。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 お答えいたします。

最大5,000円と書いてあるのは、もう基本的にほぼ5,000円と捉えていただいていた方がいいかなと思います。最大5,000円としてあるのは、5,000円未満の宿泊プランが仮にあるかもしれないというようなことも併せて最大と書いてあるので、そうでなければ、もう5,000円以上なら5,000円の割引ということになります。ほぼ5,000円ともう捉えていただいたら結構です。すみません、ちょっと慎重に慎重を重ねて最大という言葉をつけてしまったんで、かえって分かりづらかったかも分かりません。失礼しました。

○浜口一利委員長 そういうのがあるということなんで。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 恐らくは、宿泊のみで食事がない場合とかということも想定されているんやろなというので理解しました。

ネット経由での予約と宿への直接の予約とを受けるというような感じのことをおっしゃっていたと思うんですけども、ネットの業者さんはここで公表できるんですか。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 今、世間には幾つもあると思うんですけども、今想定されているのが、過去にもこのような同じような割引クーポンの関係でお付き合いもしていただいている、今のところ、じゃらんネットと楽天トラベルを想定しております。

○浜口一利委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 ありがとうございます。

恐らくはそれが一番大きいところやと思うんで、個人のお客さんはそこから入ってくるかなとは思いますが、先ほどもお聞きをいたしました1人当たりで5,000円、対象が3,000人ということで、早く始めたいから7月8日から始めて、恐らくこれ期限が3,000人達しないまではずっとというような感じのイメージかなと理解をしておるんですけども、夏場の集客を図る時期やと思うんですけども、ごめんなさい、言い方がちょっと語弊があると思うんですけども、たった3,000人かなと思うんです。例年のこの鳥羽の集客力は3,000のレベルじゃないなと思うんです。なぜ3,000人というぐらいのところ決められたのかというのを教えてください。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 その件につきましては、3,000人の設定なんですけれども、5,000円の割引ということ

の意味での予算規模の想定も一つあります。それは、これ臨時交付金の1次のときの事業計画に2,000万円という枠でもうその時点から想定をしておりましたので、その2,000万円というのがまず前提にあったということと、もう一つは、もう県の県内誘客キャンペーン、三重県が同じように県内のお客さんを県内で周遊させるということで、おおむね2分の1の補助をしていくという方向での事業が7月下旬にスタートをするということがもう分かってきております。それに続いて、国のGo To トラベルキャンペーンが始まる、これが8月上旬になるだろうということです。ですので、そこまでの間に埋める、それが始まるまでに、なるべく早く需要喚起を図っていこうとするならば、そこまでの間であれば3,000人でうまく対応できるんじゃないかというのも一つ、そういった幾つかの理由があって3,000人という設定をさせていただきました。

○浜口一利委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 おっしゃりたいことは分かりました。

恐らくは、今のところ、鳥羽市独自というこの部分が一番早くに始まって、順次、県のものであったり、国のものであったりが始まっていくということやと思うんですけども、例えば県の連動、うち宿泊業者ですもんで、うちにもお伺いの手紙も来ています、参画されますか、どうなのかというので。多分みんなそれは知られておると思うんですけども、連動をさせていいのか。要は、併用させちゃっていいのかなというのが、ちょっと気がして、鳥羽市からも5,000円もらって、県内の人は半分もらって、国のGo To も始まっておったら、それももらってとしたら、ほぼゼロで行けるということの理解でええんやろか。それとも、鳥羽市のもので使ったら、県のもので使えやんとか、県のもので使ったら、鳥羽市のもので使えやんとかというような、何かすみ分けみたいなものをするのか、その辺を教えていただきたい。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 すみ分けができるように対応していく方向で調整をしております。それこそおっしゃっているように、県の事業とうちの事業とをそれぞれ使ったら、ほぼ自己資金なしで旅行ができるということのようなことになってきますので、その辺の兼ね合いはできないような対策を取って進めていきたいなと思っています。

○浜口一利委員長 併用できないということなので。

○瀬崎伸一委員 最後、一つだけ。

これから先のことをお伺いして申し訳ないんですけども、私、先ほど申し上げたとおり、この夏場の集客を図るのに3,000人というレベルでは、やっぱりちょっと小さいかなと思うんです。徐々に増やしていくのか、また今度の補正予算のような形で出てくるのか、今後の展開はどのような感覚でお持ちになられているかだけ教えてください。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 お答えいたします。

先ほども言いましたように、この後に三重県の事業、県内誘客の事業が続いてくると。三重県はその後に東海3県へと拡大をしていく。その次、ひょっとしたら、次は大阪ぐらいも入れようかというふうに考えているみたいです。その後で全国に拡大をしていくということですし、それにプラス、国のGo To トラベルキャンペーンというのが半年間で想定をされておりますので、かなり長い期間、国のGo To キャンペーンが展開をされるということですし、その三重県のほうは、もう一つ、これはまだ想定なので、はっきりとした

事業の内容はまだ公開はされていないだろうと思うんですけども、ここで言っていないかどうか、分かりませんが、国のGo To キャンペーンで2万円上限で2分の1、キャンペーンで負担という部分が、一応その2分の1なんで2万円の旅行プランやったら1万円がGo To キャンペーンで負担をされる、フォローされる。ですけども、その1万円は宿泊についても1万円かというところではなくて、宿泊については、1万円のうち7,000円……

○浜口一利委員長 課長、この鳥羽市のこの説明だけでお願いします。

○東川観光課長 いいですか。いやいや、なので、有利なものがどんどん国のキャンペーンのほうで有利になるのでということを見ると、その次の展開としては、今のところはもうここで、次の手としては3,000人でもう切って、その後は考えていないということ。

○浜口一利委員長 瀬崎委員、Go To 待てないキャンペーンなんで、これでもう大体分かると思うんで、そのあたりで理解してください。

○瀬崎伸一委員 はい、すみません、ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、お聞きします。

3,000人の今話が出ました。その中で、大手2社がインターネットで出て、直接も受けるというふうにありますけれども、その直接はどれぐらいとかという見込みはございますでしょうか。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 600人ぐらいを想定しております。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 直接は600人。これ7月1日からなんですか、7月8日からなんですか。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 同時スタートで、8日からというぐらいの想定で考えております。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 この600人、直接これは宿で振り分けるんですか。それか、どこかで集計してまとめられるんでしょうか、これ。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 今、委託を検討しておる観光協会とは、この件に関してずっと長く何度も何度も重ねて詰めてきております。その中で、その600という数字も枠もつくったわけなんですけれども、そのぐらいの枠やとなかなかいついつまでと期限を切って、これまでに申し込んでくださいというのが、うまく600で切るのが非常に難しい、それぞれの宿に申し込んでしまうと。なので、期限を決めて、いつまでと決める中で、そこまで申し込んでいただいた中で抽せんを決定しようという方向で、今のところは進めております、600人集まらなかったら抽せんにはならないですけども。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今、抽せんというふうにおっしゃっていただきましたが、それは応募が多数の場合は

600で切って、それ漏れたところは、もう、じゃ、後のインターネットかどこかで再申込みさせてくれというふうな、してくれというような考えでよろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 それで、そう捉えていただいて結構です。

○浜口一利委員長 もうええ。

濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

その辺のところは、恐らく観光協会、旅館組合さん等々、今お話ししていただきましたんで、詰めてこれらなんだというふうに思いますので、その辺のところはきちんとそういうふうなところが、抽せんで漏れた方はそちらで申込みできて、きちんと3,000人が埋まるようにというふうに思います。

あと、もう一点だけ、これ期限は決まっているんですか。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 よろしいでしょうか。

今、考えておりますのが、基本的に7月8日に始まって、終わりが8月8日あたりまでということ。もうその1か月のうちで、それこそ三重県の事業と重なる期間を極力少なくするという意味も含めて、先ほど瀬崎委員が言われた重複して利用するというのも、そのことによっても避けられるかなという思いから、そのような短期間での設定をしております。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 約1か月間の期限で大体やっていただくということで、これは、もうその中で恐らく埋まるであろうという見込みやと思います。もし期限内に埋まらなかった場合、継続してやるかどうかというのは、また協議していくんだと思いますけれども、その辺のところはまたひとつ考えていただければなというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。よろしいですか。

山本委員。

○山本哲也委員 この説明資料をつけていただいておったところになってくるのかなと思うんですけども、これ観光協会のほうに委託というところで、1番が、9ページ、宿泊キャンペーンで7月8日スタートで、市内周遊促進、この7月上旬スタート予定とあるんですけども、これも含めた上で観光協会に委託という格好でよろしいんですか。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 おっしゃるとおりです。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ここの内容については、どういったものが、今、現段階で検討されているのでしょうか。これも含めた上での委託費ということやと思うんで、その辺も。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 現在検討されておるのが、県内の観光施設を巡るクイズラリーとか、スタンプラリーとか、そういうことを、ちょっと目玉となるような商品を考えながら検討しておるところです。今調整中です。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

これもケツは一緒の感じで、8月頭のケツなんか、それとも夏休み期間とか、その辺はずっとこの周遊促進はやっていくんかとか、その辺はどうなんですか。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 ②のほうの市内周遊事業につきましては、もう少し長いスパンで実施をしていきたいというふうに考えております。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

そこの二つ合わせた上での委託費というところで、これだけ上がっておるといふふうに捉えたらいいということですね、分かりました。ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点、お聞きします。

1,820万円投入するわけですけれども、この説明書では経済振興、地域振興ということもうたわれております。海の幸なんかの食材にもプラスになっていくというふうに思うんです。全体の経済波及効果はどの程度と算定していますでしょうか。

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 経済波及効果としては1億3,500万円になるというふうに試算をしております。

○戸上 健委員 了解です。

○浜口一利委員長 戸上委員、よろしいですか。

○戸上 健委員 はい。

○浜口一利委員長 他に。

(「それ合っていますか」の声あり)

○浜口一利委員長 観光課長。

○東川観光課長 この数字をはじき出したのは、4年前に経済波及効果の調査を委託してさせていただきました。そのときに出された数字を参考に、観光消費額に一定の比率を掛けて算出をしております。ですので、合っていますかと言われたら、合っていますと言います。

○浜口一利委員長 続ける、山本委員、続けますか、よろしいか。

他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。

(午後 1時36分 休憩)

(午後 1時42分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

9款教育費と12款諸支出金について、担当課長の説明を求めます。

教委総務課長。

○山本教委総務課長 よろしく申し上げます。

予算書10ページ、11ページになります。補正予算の概要については5ページをお願いします。

9款教育費、項2小学校費、目1学校管理費の説明欄1、小学校給与等管理費120万円を増額するものです。

資料につきましては、命と経済を支える補正事業の資料で説明をさせていただきますので、11ページ、12ページをお願いします。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校休校措置により、夏休みの期間が短縮されることから、今まで学校へ通っていなかった7月後半、8月等、例年にない子供たちが学校へ通って普通授業をすることになります。そのことから、子供たちも今までにない経験として、体、心身のストレス、そういう部分が懸念されるところもありますので、暑さの厳しいこの夏場に徒歩で通学する、長距離を通学する生徒、児童に対して、感染熱中症予防策として、スクールバスの追加増便をさせていただきます。

対象は、安楽島小学校へ通う児童です。今回は下校時だけが対象になっておりますが、おおむね1キロ以上を徒歩で通学している児童を対象にしております。

実施方法につきましては、約7月、8月を基本に二月間を予定しておりまして、バス1台、29人乗り程度のマイクロバスをレンタルした上で運行をさせていただきます。その借上料が80万円と、そのバスの運転業務の委託として40万円を上げております。

以上が説明となります。

あと、エリアのところだけ説明させていただきます。申し訳ないです。

資料につけさせていただきました地図の中に、3地域を丸で囲ませてもらっています。学校を中心におおむね1キロを円としまして、安楽島の在所の地域、あと安久志地域、大明西の住宅地域となっております。その3地域を対象に送迎というか、下校の送りについてスクールバスを出したいと思っております。小学校の下校時間が1年生から6年生までと終業時間が違ってきますので、その辺は何便かに分けて対応をしたいと思っています。

それと、東中の、中学校ですので、終業が遅いですので、それまで使える間がありましたら、その中学校のバスも入れて、2台体制の日もつくりながら運行計画を細かく設定して、丁寧に運行をしていきたいと思っております。

以上、説明です。

○浜口一利委員長 続いて、高浪副参事。

○高浪副参事 企画財政課、高浪です。よろしく申し上げます。

予算書、補正予算の概要は同じページでございます。補正予算の概要5ページの一番下の段をご覧ください。

12款諸支出金、1項公営企業費、目1交通事業費、定期航路事業特別会計繰出金で13万4,000円の補正をお願いするものです。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、非接触型体温計等を購入する経費として、定期航路事業特別会計への繰出金について不足する費用を増額補正するものです。

内容の詳細につきましては、この後の特別会計のところで定期船課より説明があります。

以上でございます。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

ご質問を受けたいと思います。

9款教育費について、質疑はございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 ちょっと拡充ということですので、先ほど課長のほうからご説明があったわけですが、やはりこれは公平性の部分からこの予算委員会で審議しておりますので、お聞きしたいと思います。

この下校の子供たちを熱中症予防対策としてということは、とてもいいことだと思います。これから今日のように非常に気温が高騰し、暑くなって、もう非常に熱中症を心配するわけですが、安楽島の小学校だけに限定をしたという根拠を教えてくださいたいと思います。

○浜口一利委員長 教委総務課長。

○山本教委総務課長 ほかの小学校ございますが、鳥羽小学校につきましては、スクールバスが走っております。それと、ほかの長距離の児童については、近鉄を利用して登校しておりますので、その辺の熱中症対策としては、通常どおり行えるのかなと判断しています。また、加茂小学校についても、同じ内容で判断しております。それと、弘道小学校についても、国崎地域についてはスクールバスを出しておりますので、それで解消できるかなと思っておりますし、鏡浦小学校につきましては、ほとんどの児童が親の送迎で学校近くまで来ておるのが現状ですので、その辺は学校のほうへ細かく内容を聞かせていただいて判断したところです。

○浜口一利委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 説明を伺いました。ありがとうございます。

そしたら、このスクールバスのことに、若干、今回の2次補正の部分も入っていらっしゃると思います。すけれども、臨時交付金の、スクールバスの利用等にも含まれていると思うんですが、今、バスの内容なんですけれども、換気扇がついているのかとか、エアコンが配備されているのかとかそういうふうなところ、保護者の目線で考えますと、非常にちょっと心配しているところであります。例えば、このスクールバスの中に新しい生活様式を取り入れたものとして、換気扇をつけて、あるいはエアコンがきちんと配備されているんだということもされているのかどうか。今後のこともありますので、少しお伺いしたいと思います。

○浜口一利委員長 教委総務課長。

○山本教委総務課長 スクールバスについては、乗るときにアルコールで消毒をして乗ることになっておりますし、通常の管理の中で、アルコールで衛生管理をさせてもらっています。

それで、換気につきましては、エアコンがついておりますので、空調管理の中でやっていきたいと思っておりますし、今は窓を開けながらとかという形で進んでいます。これから暑い中になりますと、エアコンをかけるといったことが重要になってきますので、その辺は3密対策も意識しながらということで、運転手さん、学校のほ

うにも予防というか指導はさせていただいておるところです。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

○坂倉広子委員 お伺いしました。どうぞよろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 すみません、先ほどのご答弁いただいたものの関連です。

安楽島小学校の今回は議案ですけれども、基準を見ると、約1キロを超える範囲の方に関しては送っていただけるよということであると思うんです。鳥羽小学校のことというのがちょっとあまりイメージがつかないんですけれども、私の地域の弘道小学校の場合やと、約1キロという範囲を超えて、国崎じゃないから歩いて帰っているという子もおるかなと思うんですけれども、そういう子はそのまま歩かせていく感じになるんですかね。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 小竹でございます。

弘道小学校を起点にしますと、1キロ以上といいますと、先ほど出ています国崎地区の子と、それから千賀・堅子地区の子がいるんですが、ここには今児童がおりませんので、範囲で一番遠いところは畔蛸かなと思いますが、1キロ以内に入るというふうに考えておりますので、このところは歩いて通っていただくというふうに考えております。

○瀬崎伸一委員 ありがとうございます。

○浜口一利委員長 瀬崎委員、よろしいですか。

○瀬崎伸一委員 はい。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

これ2か月というところで、月で区切ってもらっていますけれども、仮にこの9月が例えば暑い日が続くと、尾を引いてしもうておるとかという場合においては、対応は続けていかれるあれはあるのか。それとももう予算立てで、じゃいつまでなんやというところで2か月というあれやったんかもしれないんですけれども、そこは検討されておるのかどうかというところはいかがですか。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 予算が限られておりますので、取りあえず二月ということがまず一つです。

それからもう一つは、通常、夏休み期間であったはずのところをどういうふうに熱中症対策をするかということで、9月半ば以降は、本来はもうこれ通常の2学期が始まっているときでしたので、これは今までどおりの通学スタイルかなと思いますので、9月以降は、今のところはスクールバス等の対応は考えておりません。

ちょっと付け加えて申しますと、今これ下校のところを話しておりますけれども、登校についても、もうちょっと涼しい時間に10分でも20分でも前倒して登校できないかということは、安楽島小学校のほうに話をしております、その今検討をさせていただいているというふうな状況でございます。

以上です。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

限られておるといふところやとは思いますが、夏休み分のところで納得するしかないかなとは思いますが、どうなるかは分かりませんが、9月が8月よりも暑かったりもしちゃう可能性もあるかなとは思いますが、その辺、熱中症対策という部分では、ちょっと考えてもうたりはしてもらう必要もあるかなとは思いますが、その辺は検討していただければなというふうに思います。できたら期間で区切るんじゃないかと、条件、何度以下とかの日が続いたらもうやめるとか、そういうふうにしていただくと安心して帰ってきてもらったりもできるかなとは思いますが、なかなかそうすると、予算立てとかというのはなかなか難しいかもしれないですが、一つ、考え方としては頭に入れていただきたいなというふうに思います。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 今回予算化させていただいたのは、スクールバス1台でございます。既存のスクールバスが鳥羽東中、鳥羽小、それから弘道小学校にもございますので、必要ならば、この辺のところでも動員をかけてローテーションを組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 これ安楽島小学校の1キロ以外のスクールバスに乗られる生徒のおおよそここはどれぐらいが対象になっているかというのは、数値はありますか。

○浜口一利委員長 教委総務課長。

○山本教委総務課長 安楽島小学校総勢で242人が、今、通学しています。そのうちの1年生から6年生合わせまして86人が取りあえず対象とさせてもらっています。また、特別支援の子供とか条件いろいろありますので、その辺は学校のほうへ調整をお願いして、これから運行計画をつくっていく予定です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 先ほど鏡浦小学校の例を挙げていましたけれども、親御さんが送り迎えしてくれている、鏡浦小学校は主に今浦地区と石鏡地区だと思うんですが、対象の人数を教えてください。

○浜口一利委員長 教委総務課長。

○山本教委総務課長 鏡浦小学校については、対象人数、細かくちょっと把握していません。状況については、校長先生に聞いて、今浦の子供については、学校の本浦のパールロードから降りた交差点のところまで送って来る親御さんが多いということと、あと低学年の1年生、2年生については、鏡浦中学校へ上がっていくあの赤い橋のところまで親御さんが送ってきているというような状況です。それと、本浦からの児童については、大体本浦の集落が1キロになりますので、対象外とさせていただきました。

以上です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 先ほど一番最初に坂倉委員おっしゃいましたが、公平性がしっかり担保されやないかん

と思うんです。その鏡浦小学校の保護者さんは、それをしたくて最初からしているわけではなくて、そうせざるを得なかったから親御さんが送り迎えをする形になったんです。例えば、石鏡地区なんかは県道を通って行きますけれども、県がなかなか要請しても草刈りをしてくれない、イノシシの問題がある、危ないというところで親御さんたちが送り迎えをするという経緯になってしまったんです。その辺を教育委員会が校長先生の話だけを聞いて真に受けてしまうと、なかなか感情がもつれるのではないのかなというふうなことを、私は懸念します。人数も少ないと思うんで、そんなに多くはないと思うし、もう今年度1年だけなんで、鏡浦小学校の場合は、しっかり親御さんとコミュニケーションを取って、その辺の事情を説明して了解を得られるような動きをぜひしてほしいと思うんですけれども、教育長、どうですか。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 おっしゃるとおりでございます。鏡浦小学校、現在、全校児童が13名でございますので、それぞれ石鏡地区、今浦地区の児童というのはもう5人満たない程度の人数でございますが、それぞれご要望を聞かせていただいて、対応できる範囲でできるようにはさせていただきたいというふうに、もう全くノータッチではなくて、その辺の聞き取りはさせていただきたいと思っております。

○河村 孝委員 よろしくお願ひします。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、お聞きします。

これ安楽島地区の対象が86名と今おっしゃいましたけれども、結構な数になるかと思うんですけれども、聞き漏らしたんかも分からないですけれども、これ3密対策ももちろん講じると思うんですけれども、基本的には、下校時というのは7月、8月、何便ぐらいを予定しているんですか、これ予算上は少ないですけれども。

○浜口一利委員長 教委総務課長。

○山本教委総務課長 便数については、約3コースになりますし、低学年と高学年と終わる時間が違ってくると思いますので、基本的には6便になるかなと思っております。

それと、予算的なものについては、便数に関係なく、期間で借りるということになっておりますので、あとは運転業務の運転手の拘束時間でその辺を調整していきたいと思っております。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

これ便数が限られずということで、柔軟に対応できるという契約だというふうに理解してよろしいんですよ、今の説明で。そういうふうなところが、すごく柔軟に対応していただかないと、密とかいろんなものが、せつかくのいわゆる事業が駄目になってしまうので、その辺の対策というのは非常に大事なかなと思います。

もう一点、この8月1日から16日だけが、今のところ学校が休みで、それ以外のところという、今まで子供たちも含めて経験がないような暑さの中でやるということです。今回は一応小学校のみの管理業務になっていますので、中学校は対象外になっていますけれども、もちろん中学生においては、クラブ活動等が今までもあったので、その経験はあると思うんですけれども、今までと違うのは授業があるということです、

その辺についてのしっかりとしたガイドラインも含めて、そういう設定というのはもう教育長、されていますでしょうか。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 これから学校が酷暑の期間に入りまして、消毒の回数をどうするかとか、それからマスクをつけるのをどうするかというところは、専門家の校医の先生とも相談しながら、きちんとしたガイドラインをつくっていきたいというふうに思っておりますので、今現在まだ持っておりませんが、学校とのやり取りの中でこれから作成していきたいというふうに、非常に大事なことや思っております。

○浜口一利委員長 それだけにとどめてください。

他にございませんか。

(「次に進んでもよろしいですか」の声あり)

○浜口一利委員長 次、この件について、諸支出金。

(「その下の定期航路」の声あり)

○浜口一利委員長 まだ、もうなかったらそれにいきたいと思いますけれども、スクールバスについてはよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、次の12款諸支出金について。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 定期航路事業特別会計の繰出金のことでございました。詳しい説明はあったわけなんですけれども、ここは非接触型の体温計を購入するというところでございましたが、この体温計、非接触型というのはとても大事なことだと思っておりますが……

○浜口一利委員長 広子さん、この次の特別会計のときにその質問をお願いします。

○坂倉広子委員 失礼いたしました、早とちりいたしました。

○浜口一利委員長 12款諸支出金についてもよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。

(午後 2時04分 休憩)

(午後 2時06分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

特別会計補正予算の審査に移ります。

議案第16号、鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算(第1号)について、担当課長の説明を求めます。

定期船課長。

○世古定期船課長 定期船課、世古です。よろしく申し上げます。

それでは、定期航路事業特別会計の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

議案第16号、令和2年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出共に

13万4,000円を増額し、補正後の予算総額をそれぞれ6億453万4,000円としております。

それでは、補正内容につきまして、歳入から説明させていただきます。

補正予算書は20ページ、21ページをご覧ください。

5款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、13万4,000円の増額をお願いするものです。要因といたしましては、歳出の補正に係る財源分を一般会計からの繰入金として計上するものです。

続きまして、歳出の補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算書は22ページと23ページをご覧ください。補正予算書等の概要は6ページをお願いいたします。

1項定期航路事業費、1項営業費用、目4航路附属費、説明欄1、航路附属経費につきましては、13万4,000円の増額をお願いするものです。内容といたしましては、夏季期間中、屋外で作業する栈橋業務員の感染防止対策と熱中予防といたしまして、不織布マスクに代わるマウスシールドの購入費として3万5,000円、緊急事態宣言解除後の6月19日から全国的な移動も可能となりました。しかし、その一方で、新型コロナウイルス感染症の第2波等が懸念されております。再度、緊急事態宣言が発出され、県境を越えた移動の自粛要請がされた場合など、感染拡大を防止するための備えといたしまして、非接触型体温計6本の備品購入費といたしまして9万9,000円の補正をお願いするものです。

以上、定期航路事業特別会計の補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 すみません、航路附属経費ということについてご質問をさせていただきます。

課長のほうから詳しい説明はございましたが、私はこの非接触型体温計のことについてお伺いをしたいと思います。

先ほど6本9万9,000円というお話でありましたが、この非接触型体温計はとても大事なことだと思っております。このことについては賛成でございますが、この中で、やはりこれからの第2波とおっしゃいましたけれども、そういう対策を考えると、このマリントーミナルのところ、あるいは定期船の乗り降りするところについては、サーモグラフィ体温計、そういうふうなのをこのときに検討されることはなかったんでしょうか。

○浜口一利委員長 定期船課長。

○世古定期船課長 検討はさせていただきました。ただ、その坂倉委員言われるちょっと屋外には不適切、不向きでありまして、というのは、もう太陽光が当たる場所というのは正確な体温が測定できないというふうにより業者さんからも聞いています。あと、いろいろ報道なんかニュース等で画像で見ますと、例えばターミナルから乗り場までの通路が1本になっていて、非常に測定する環境が整っていると思います。ただ、うちの場合の環境でいきますと、ご存じのとおり、マリントーミナルから乗り場までというのは1本の通路にはなっていないということと、あと離島の住民の方でいきますと、定期券を持っていらっしゃる方であったりとか、あと回数券を持っている方というのは、そのまま直接乗り場のほうへ行って行くということになりますので、あといろいろ今回のこの言われておるサーモグラフィのカメラ等は、AIで顔認識をして測定をするというふうなことになっているんですけれども、大体報道でも見ますと、正面から計っているという画像が報道でよく見ると思う

んですけども、うちが検討したときに、できれば市外とか県外の方が一番、離島の方のあれですので、島内に持ち込ませないためには、こちら側のほうから要望するというのが大事やと思うので、券売機とかのところに置こうとなってくると非常に場所がないということと、三脚で置くと、人が例えば足でつまずいたりとか、そのカメラが転倒するとか、そういったいろいろなことがありましたので、今回は見送ったというふうな結果になりました。

以上です。

○浜口一利委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 詳しく検討はしていただいたということでありますので、また今後にも期待したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 非接触型体温計6台というふうにお聞きしましたけれども、どこにどういうふうに配備されるというような計画は立てられていますでしょうか。

○浜口一利委員長 定期船課長。

○世古定期船課長 先ほども坂倉委員のほうにも答弁させてもらったんですけども、一応、本土側から離島の側に持ち込ませないということを第一に考えましたので、本土側の栈橋、乗り場が四つありまして、あと中之郷のところにも一つあります。あと、ターミナルの事務所のほうにも1本置いて、合計6本を配備したいというふうに考えています。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 定期船乗り場で四つ、4か所で使っていただくというふうになっていますけれども、これ船員がそのときに、切符のときに、乗るときに一人一人対策をしていくような格好なんですか、これ。

○浜口一利委員長 定期船課長。

○世古定期船課長 そこが一番課題になっているところだと思います。先ほどのサーモグラフのところの検討をしたかということも関連してくるんですけども、検温するとなると、どうしても人員を確保しなければいけないというふうな課題が出てきています。サーモグラフのカメラでいくと、やっぱり画面を確認する人が最低1人でも要するということになってきます。栈橋のほうでも、誰か1名ずつと入れていくと、最低4人必要になってくるんじゃないかというところがありますけれども、以前、ゴールデンウィークのときには、マリナーターミナルの待合所だけですけれども、こちらから声をかけさせていただいたりとか、新聞等にも取り上げていただいたので、利用する方がちょっと声かけてくれて、検温してくれというようなこともありましたので、できれば人員確保することというのが望ましいとは思いますが、希望する方であったりとか、そういう方には対応できるように、それぞれ乗り場に配置する栈橋業務員、船員ではちょっと難しいと思いますので、栈橋業務員の方にちょっとお願いをしてしてもらおうというようなことも考えております。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今、非常に一人一人測っていると時間がかかってきます。それには人も対応しなきゃいけないですし、ただ島民の不安のことを考えると、観光客がどんどんやって来て人が増えてくる中で、やっぱり水際

対策というのは非常に大事で、そこを何とか来てもらうんだったら徹底してほしいというのは、意見もちろんございますので、その辺のところというのは、やっぱり何とか水際対策していただければなというふうに思っております。

今後、繁忙期が来ますね。夏休みにかけてどんどん増えてくると思うんですけども、そのときの対応とかも含めてどういうふうに考えていますでしょうか。

○浜口一利委員長 定期船課長。

○世古定期船課長 今のところ考えているのは、今これまでも感染予防ということで、棧橋のほうには消毒液と消毒液を浸した玄関マットを置かせてもらって、なるべく離島側のほうには持ち込まないというような対策を取らせてもらっています。これは引き続き継続してやっていきたいと思うんですけども、その繁忙期につきましては、なるべく要は船内で3密というのが懸念される場所だと思いますので、それを回避するというのも大事なことだと思います。ですので、定員を超えるような場合は、できる限り増便で対応するとか、そういったことも含めて対応をしていきたいと思っておりますし、検温につきましては、やっぱり例えば再度緊急事態宣言が出たりとか、県を超える移動が自粛されたりとか、近隣市町に感染者が確認された場合などについては、それぞれのニーズに応じて対応していきたいなというふうには考えています。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 せっかくこれ購入してやるのであれば、やっぱりできる対策はしっかりとやっていただきたいなと思います。あと、これから繁忙期にかけて増便するときでも、満タンで増便するというのではなくて、その辺のところもまた密も懸念されますので、そういう対策をしていただきたいなと思います。

副市長も見えるので、先ほどまでの感染症対策も含めて……

○浜口一利委員長 ちょっと、副市長に聞くの。

○濱口正久委員 やめときますわ、ほんなら。

○浜口一利委員長 違う質問があれば、こっちのほうに言えば許可しますので、どうぞ。

体温計ということで、そういうことでとどめてください。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、よろしいですか。

それでは、ご質疑もないようですので、以上で審査を終わります。

これで付託された案件は全て説明を受けました。続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですね。

それでは、ないようですので、採決に入る前に暫時休憩します。

(午後 2時18分 休憩)

(午後 2時22分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第15号、令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

（起立全員）

○浜口一利委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号、鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、可決することに賛成の諸君は起立を願います。

（起立全員）

○浜口一利委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。よって、議案第16号については原案どおり可決することに決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましてはご一任をお願いします。

これもちまして、予算決算常任委員会を散会いたします。どうも長時間ご苦労さまでございます。

（午後 2時23分 散会）

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年6月26日

予算決算常任委員長 浜 口 一 利